

○ 適用期限が今年度末までとなっている震災特例措置について、被災県でのニーズを踏まえ、適用期限の1年間の延長を行う。(平成31年3月31日まで適用期限を延長)

1. 災害復旧に必要な人材育成のための震災対策特別訓練コースの設定に係る特例措置
→ 引き続き同内容で特例措置を継続することとする。

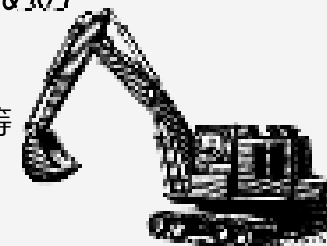
復旧・復興事業に必要な整地作業等に必要な人材(車両系建設機械運転手)を育成するための訓練の実施を奨励【対象県】岩手県、福島県

- 訓練内容 車両系建設機械運転、小型移動式クレーン、玉掛け、フォークリフトの技能講習等
- 訓練期間 10日~1ヶ月以内
- 訓練奨励金 12万円/人

(参考) 震災対策特別訓練コース実績

H27年度受講者数(岩手) 43人、就職率 23.8%(福島) 88人、就職率 43.5%

H28年度受講者数(岩手) 35人、就職率 45.7%(福島) 111人、就職率 36.1%



2. 被災県において実施した求職者支援訓練の就職率に係る特例措置
→ 引き続き同内容で特例措置を継続することとする。

被災県で実施された求職者支援訓練の就職率について、認定基準上の特例措置を設け、被災県での求職者支援訓練の実施を促進【対象県】岩手県、福島県

通常の取扱い	被災県における特例措置(現行)
連続する3年の間に同一の都道府県で同分野2コース以上の求職者支援訓練を行った場合に、2コース以上の就職率が、基礎コース:30%未満、実践コース:35%未満でないこと。 ※2コース以上が該当した場合、当該該当した県で当該分野の求職者支援訓練を1年間不認定。	平成29年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、0.5コースと取り扱う。(例えば、3コースが該当した場合、1.5コースと取り扱うので、不認定とならない。)